

寒川町パブリックコメント手続に関する規則（素案）

（目的）

第1条 この規則は、パブリックコメントの手続き（以下「パブリックコメント手続」という。）について必要な事項を定めることにより、町民の町政への参画を促進するとともに、町の町民への説明責任を果たし、もって町民主体の自治の実現を推進することを目的とする。

【解説】

寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号。以下「自治基本条例」という。）の目的である「町民主体の自治の実現」のためには、町が策定や改正をしようとする計画や条例に対して、その案の検討段階や確定段階において町民の意見が反映される仕組みが必要です。

検討段階における仕組みとして、すでに寒川町審議会等の委員の公募に関する規則（平成19年寒川町規則第1号）等を整備し運用していますが、確定段階（場合によっては検討段階も含む。）における仕組みは、明確な基準が未整備の状況でした。

自治基本条例にも規定しているとおり町民の参画の権利を保障し、その意見反映に努める趣旨からパブリックコメント手続の規則として整備することで、行政内部はもちろん町民に対しても基準を明らかにするものです。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 次条各号に規定する町の重要な計画の策定等に当たり、有益な意見等を考慮して町としての意思決定を行うため、実施機関が、当該計画の策定等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、これに対する町民からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を広く公募し、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続
- (2) 実施機関 町長その他の執行機関であって、次条各号に掲げる計画の策定等を行うもの
- (3) 町民 自治基本条例第3条第1号に規定する町民

【解説】

この規則で重要な意味を持つ用語について定義しています。

- (1) 自治基本条例第20条では、パブリックコメントについて「町が意思決定に当たって町民の意見を求めること。」と説明していますが、やや抽象的なので、この規則において「パブリックコメント手続」として定義づけるものです。

町民の皆さんから意見等をもらうためには、策定しようとしている計画等の趣旨や目

的、内容等が、わかりやすく公表される必要があります。十分な情報提供を町側が行うことをパブリックコメント手続の必須要件として位置づけるものです。

また、「考慮」とは「かんがえをめぐらすこと」「よく考え合わせること」（岩波書店『広辞苑第六版』）という意味で、提出されたすべての意見等の採用を義務づけるものではありませんが、多様な意見の中から有益な意見と判断できるものは積極的に採用し、その理由と内容を明らかにしながら、より良い計画等にすることが重要です。意見等を採用しない場合でも、その意見等に対する町の明確な考え方を公表することとします。こうすることで提出した意見等への反応が目に見えるようになり、町民の町政への参画意欲の増進につながるのではないかと考えます。

(2) この規則によるパブリックコメント手続を実施する必要がある機関について定義しています。

町長をはじめ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項の規程により設置される執行機関（寒川町の場合は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）で、第3条各号に掲げる条例、規則、要綱、計画等の策定や改正等を行うところという定義づけをしています。

(3) この規則によるパブリックコメント手続において意見を提出できるものについて、自治基本条例で定義されている町民と定義しています。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象とする町の重要な計画の策定等（以下「計画の策定等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な方針又は制度を定める条例の策定及び改廃
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例の策定及び改廃
- (3) 町民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則（規程を含む。）、要綱等の策定及び改廃
- (4) 町の総合的な計画、部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、指針等の策定及び改廃
- (5) 町の基本的な方針を定める憲章や宣言等の策定及び改廃
- (6) 町民の生活に深く関わる町の公共施設の整備や町が関わる大規模な開発事業の計画の策定及び改定
- (7) その他実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

【解説】

この規則によるパブリックコメント手続の対象となる「町の重要な計画の策定等」について規定しています。自治基本条例第20条第1項に規定されているように、重要な計画の策定等には総合計画その他の重要な計画、重要な条例等の策定及び改定が含まれますが、町民の生活に重大な影響を与える場合もあることを考慮して、廃止についても含めること

としました。各号の具体的な例としては次のとおりです。

- (1) 自治基本条例、環境基本条例、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例等
- (2) 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、
- (3) 住みよい環境を守り育てるまちづくり条例、開発指導要綱、各種補助金等の交付基準等を定める要綱等
- (4) 総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）、新 川と文化のまちづくり計画、行政改革大綱、行政改革実施計画、環境基本計画、地域防災計画、地域福祉計画、次世代育成支援対策行動計画、都市マスタープラン、男女共同参画プラン等
- (5) 町民憲章、町の歌、核兵器廃絶平和都市宣言、健康都市宣言等
- (6) (仮称)リサイクルセンター建設基本計画、ツインシティ倉見地区まちづくり基本計画

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、計画の策定等が次の各号のいずれかに該当する場合、実施機関は、パブリックコメント手続を実施しないものとする。ただし、第7号及び第8号に関して実施機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公益上、迅速又は緊急を要するもの
- (2) 町税及び負担金、使用料、手数料その他これらに類する料金の額や料率に関するもの
- (3) 根拠となる法令又は行政計画等若しくは条例等の規定の削除に伴い当然必要とされる当該計画等の廃止に関するもの
- (4) 法令又は他の行政計画等若しくは条例等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の軽微な変更に関するもの
- (5) 法令又は他の行政計画等若しくは条例等により内容の決定に実施機関の裁量の余地がないもの
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に付議するもの
- (7) 法令又は条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続が実施されるもの
- (8) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等（以下「審議会等」という。）が、この規則に準ずる手続を経て報告、答申等を行ったもの

【解説】

前条において、パブリックコメント手続の対象とする町の重要な計画の策定等について規定しましたが、形式的には対象となるものであっても、その効果が迅速性を求められる

ものや法令等の改正に連動して当然必要とされる条例等を改正するものなど、パブリックコメント手続を実施することが適当でないと考えられるものは、適用除外とするものです。ただし、第7号と第8号に該当する場合については、実施機関が第1条に規定する目的に照らして必要と判断すれば、パブリックコメント手続を実施することもできることとします。

なお、適用除外の詳細については、次のとおりです。

- (1) 災害等への対応や制定期限が法令に規定されているなど公益上の理由等からパブリックコメント手続を実施する時間がないものについては、適用除外とします。単に事務処理上、日程が取れないということは、迅速又は緊急を要することには該当しません。
- (2) 町税及び負担金、使用料、手数料その他これらに類する料金の額や料率に関するものは、地方自治法第12条第1項の条例の制定改廃の直接請求権において、住民といえども「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。」としていることから、適用除外とするものです。

しかしながら、新税の創設や使用料・手数料体系の改定など、計画の策定等の内容によっては、第1条の目的との関係に照らして、パブリックコメント手続を実施することが適当と考えます。

- (3) 根拠となる法令や行政計画、方針、条例等の規定が削除されたことに伴って、それを受ける計画や条例等の廃止が当然とされるものについては、実施機関の裁量の余地がないことから、適用除外とするものです。

なお、根拠となる町の行政計画、方針、条例等の規定の削除自体は手続の対象となります。

- (4) 法令や行政計画、条例等の制定、改廃に伴って他の計画や条例等の規定の整理、条項移動の整理、用語の整理など変更が軽微なものについて、適用除外とするものです。
- (5) 法令や他の行政計画、条例等にその内容が詳細に規定されており、それを準用するため実施機関の裁量の余地がなくその内容を修正できないものや、ある程度広域的な対応が求められるため実施機関の裁量の余地がなくその内容を修正できないものについて、適用除外としています。

なお、準用するものが町の条例等である場合は、その準用もとの条例等の制定等自体は手続の対象となります。

- (6) 地方自治法に基づく住民からの条例の制定等直接請求にかかるものは、町長が意見書を付けて議会へ付議しますが、その直接請求の内容を修正したり変更したりすることはできず、意見等の反映ができないことが明らかであるため、適用除外とするものです。
- (7) 法令等によりパブリックコメント手続と同様な方法で住民が意見を提出できる手続が定められているものは、適用除外とするものです。

しかしながら、意見を提出できる住民の要件が限定されているなど、第1条の目的に照らして実施機関が必要と判断する場合は、パブリックコメント手続を実施して広く町

民の参画する機会を保障することに努めることとします。

(8) 審議会等の報告や答申等を受けて実施機関が計画の策定等を行うもので、その審議会等がこの規則で定めるパブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合は、実施機関はあらためてパブリックコメント手続を行わなくてもよいとするものです。

この場合、審議会等が行うパブリックコメント手続において公表した最終の報告や答申の内容が、実施機関の当該計画等の内容とほぼ同じであることが必要です。報告や答申等の趣旨を変更するような修正が加わっていたり、審議会等が行うパブリックコメント手続が検討の初期の素案又は骨子の段階で実施されているような場合は、あらためて実施機関がパブリックコメント手続を行う必要があります。

(計画の策定等の案の公表等)

第5条 実施機関は、第3条に規定する計画の策定等を行う場合は、当該計画の策定等の案をあらかじめ公表し、意見等の提出先及び意見等の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）等を定めて、広く意見等を求めなければならない。

2 前項の規定により計画の策定等の案を公表する場合は、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 当該計画の策定等の案の概要

(2) 当該計画の策定等の案の目的その他当該計画の策定等の案を理解するために必要な資料

3 前2項による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付並びに寒川町ホームページへの掲載等により行うものとする。

【解説】

事案に対するパブリックコメント手続の流れについて規定しています。

パブリックコメント手続は、計画の策定等を立案する過程への単なる参画機会の保障だけでなく、多くの町民から有益な意見等を提出してもらうことにより、より良い案にすることが重要です。

そのために実施機関は、パブリックコメント手続の実施に当たり、当該計画の策定等の案をあらかじめ作成し、その案の趣旨あるいは目的、概要やその案を理解するために必要と考えられる資料とともに、意見提出期間中公表することになります。

公表については、実施機関が指定する場所での閲覧やその場所での配付、町のホームページへの掲載等により行います。「閲覧及び配付」ですから閲覧あるいは配付だけという方法は認められません。

(パブリックコメント手続の周知等)

第6条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施について、広報への掲載、町ホームページへの掲載、町公共施設への掲示その他実施機関が適当と認める方法により、あらか

じめ町民へ周知しなければならない。

- 2 実施機関は、第9条第1項、第4項及び第5項の規定による公表について、前項に準ずる方法により、町民へ周知するものとする。

【解説】

パブリックコメント手続をより有効なものとするためには、その実施について町民によく周知されなければなりません。パブリックコメント手続を実施する旨の予告を、広報や町ホームページへの掲載等の他、考えられる有効な手段を講じて実施することを定めています。

(意見等の提出期間等)

第7条 実施機関は、第5条第1項に規定する公表の日から起算して30日以上意見提出期間を設けるものとする。ただし、やむをえない理由がある場合は、その理由を公表し、意見提出期間を短縮することができる。

- 2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 案の公表時に実施機関が指定する場所への提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

- 3 意見等を提出する町民は、原則として住所又は所在及び氏名又は名称を明らかにして意見等を提出するものとする。

【解説】

意見等の提出を受け付ける期間や提出の方法等について規定しています。策定しようとする計画等の案の公表から十分な期間を設けておく必要から、30日以上としました。あまり短い期間では、計画等の案を十分に理解する時間が不十分であると考えます。

第2項では、意見等の提出方法を例示していますが、意見等を正確に把握するという意味から、文書で記録を残せる形式を想定しています。第10条の規定による住民説明会等を実施した場合は、会場での町民の口頭による意見等を整理又は要約した文書を提出意見として取扱うことになります。

第3項では、意見等を提出する際に町民の方に住所や氏名等を明らかにしてもらうことを定めています。これは、自治基本条例第11条に規定されているように、町民の責務として、ある程度、責任のある意見等を求めることを担保するためです。

(提出意見等の考慮)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して計画の策定等を行う場合は、意見提出期間内に提出された当該計画の策定等の案に対する意見等（以下「提出意見等」と

いう。)について十分考慮しなければならない。

【解説】

パブリックコメント手続は、計画の策定等を立案する過程へ町民に参画してもらう制度ですが、それは単に参画の機会を保障することだけで成り立つものではなく、提出された意見等がどれだけ計画の策定等に反映されるか、また、反映されない場合は、意見等に対してどれだけ適切に説明責任を果たすかということが保障されて、はじめて機能するものであるといえます。

この規定は、町民から提出された意見等を聴き置くのではなく、十分に考慮して、反映すべきは反映し、町の考え方を十分説明することにより、町民の町政への参画を促進し、町民主体の自治の実現を目指す重要なものです。

(結果の公表等)

第9条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して計画の策定等を行う場合は、当該計画の策定等の実施より前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 計画の策定等の題名
 - (2) 計画の策定等の案の公表日及び意見提出期間（意見提出期間を短縮した場合にあっては、その理由）
 - (3) 提出意見等（提出意見等がなかった場合にあっては、その旨）
 - (4) 提出意見等を考慮した結果（パブリックコメント手続を実施した計画の策定等の案と実際の計画の策定等の案との差異を含む。）及びその理由
- 2 実施機関は、前項第3号による提出意見等を整理又は要約して公表することができる。
- 3 実施機関は、提出意見等を公表又は公にすることにより第三者の利益を害する恐れがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見等の全部又は一部を除くことができる。
- 4 実施機関は、パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず計画の策定等を行わないこととした場合は、その理由（別の計画の策定等について改めてパブリックコメント手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 実施機関は、第5条各号のいずれかに該当することによりパブリックコメント手続を実施しないで計画の策定等を行った場合は、当該計画の策定等の実施より前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 計画の策定等の題名及び趣旨
 - (2) パブリックコメント手続を実施しなかった理由
- 6 第1項、第4項及び前項の規定による公表の方法は、第5条第3項の規定を準用する。

【解説】

パブリックコメント手続によって提出された意見等が、計画の策定等にどのように反映

されたのかを明らかにするための、結果公表の基本的な手続を定めています。

計画の策定等の案に対して提出された意見等を踏まえてその計画の策定等が実施されるより前（それが議会の議決を必要とするものは議案提出より前）の段階で、パブリックコメント手続の結果を公表することとします。

パブリックコメント手続は、町民の参画の制度であるとともに、計画の策定等の立案過程における行政手続を定めるものでもあるため、提出された意見等がどのようなものであったかを明確にすることが必要であり、結果公表においては提出された意見等そのものを公表することが原則ですが、意見等を分類し整理したものを公表するほうが町民にとってわかりやすい場合もあるので、必要に応じて意見等を整理分類して公表することができることとしています。この場合、整理する前の意見等については、実施機関において意見書として備え付けるなどして、閲覧に供することができるようにしておくことが望ましいと考えます。

提出された意見等は、そのすべてが公表されることが原則ですが、個人が識別できる情報や特定の個人や法人の利害を損ねる情報等が記載される可能性があるため、いわゆる非公開情報に該当する部分については、それらを除いて公表することができることとします。

パブリックコメント手続を実施したにもかかわらず、その立案を中止した場合は、立案過程における行政手続の透明性確保と町民への説明責任を果たす意味から、その理由などを公表することとします。

また、同様の趣旨から、パブリックコメント手続を実施しないで計画の策定等を行う場合についても、その理由を公表することとします。

これらの公表を行う方法については、第5条第3項の規定に準じて、実施機関が指定する場所での閲覧及び配付並びに寒川町ホームページへの掲載等により行うものとします。広報に掲載するとなると紙面の制約から難しいと考えられますので、最低限の方法として計画等の案の公表と同じ方法による結果等の公表を実施するものとします。

（他の意見等提出の機会）

第10条 実施機関は、より多くの意見等を得るため、この規則に定めるパブリックコメント手続のほか、住民説明会、意見交換会等他の意見等の提出機会（以下「住民説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により住民説明会等を開催した場合、この規則によるパブリックコメント手続における提出意見等の考慮、結果の公表の規定に準じて、住民説明会等での提出意見等を取扱うものとする。

【解説】

自治基本条例第20条では、パブリックコメント手続の実施だけでなく、住民説明会等を開催して、町民の意見を聴取して計画の策定等に反映させるよう努めると定めています。

町民の町政への参画機会は、パブリックコメント手続だけではなく住民説明会や意見交

換会、町長との対話集会等、様々な方法が考えられます。できるだけ多くの町民に意見等を提出してもらう趣旨から、パブリックコメント手続以外の手法も用いながら、意見等の提出機会を増やすよう努めることを規定しています。

また、そこで提出された意見等に対しても、パブリックコメント手続による提出意見等と同様に適切に対応することが必要ですので、その旨を規定しています。

(実施状況の公表)

第11条 町長は、実施機関におけるパブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、定期的に寒川町ホームページにおいて公表するものとする。

【解説】

パブリックコメント手続に関する情報を、町民にわかりやすく提供するために、実施状況について公表することを定めています。情報の適時性や情報量の観点から広報では掲載が困難ですので、町のホームページで定期的に掲載することで対応したいと考えています。

実質的には、自治基本条例主管課である町民課において総括していくことになると考えます。一覧のような形式で掲載し、案件の題名等から詳細情報に展開していくコンテンツの構造を想定しています。

(委任)

第12条 この規則の施行に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

【解説】

この規則を運用していくために必要な事項については、別の定めを設けて規定していくこととするものです。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関は、計画の策定等を行おうとするときは、この規則の施行前においても、この規則の規定によることができる。この場合において、この規則の規定の例により実施した手続きは、この規則の適用については、当該実施機関がこの規則の規定により実施したものとみなす。

3 前項の規定の適用がある場合を除き、実施機関がこの規則の施行の日から起算して60日以内に実施する計画の策定等については、この規則の規定は、適用しない。

【解説】

この規則の施行に関して必要な事項を定めています。

第1項は、この規則の施行期日について定めています。

第2項は、規則の施行に伴う経過措置を定めています。計画の策定等の過程において可能な限りパブリックコメント手続を実施することは、町民にとって有益であるので、この規則の制定後は、各実施機関の判断で、この規則の規定の例によりパブリックコメント手続ができることとするものです。

第3項は、条例施行後の適用猶予について定めています。この規則の施行までの間に、各実施機関において計画の策定等の立案が一定程度進んでいる場合、その立案作業等への支障を避けるため、規則施行の日から60日以内に計画の策定等が実施されるものは、この規則の規定を適用させないこととするものです。